

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- 山古志・太田コミュニティバス運行補助金
(H20年7月より措置/H23年度交付決定額：4,047千円)
- 小国コミュニティバス等運行補助金 (H24年4月より措置予定/H24年度予算案：16,000千円)
- 財団法人山の暮らし再生機構補助金 (H19年4月より措置/H23年度交付決定額：51,000千円)

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- 長岡市公共交通基本計画 (H20年12月策定)
合併した新長岡市のまちづくりを支え、将来にわたり持続可能な公共交通を構築するための指針として策定された。「みんなが協働で守り育てる公共交通」を理念とし、利用が少ない路線や空白地域における運行主体は、住民が主体となった運営を検討することを基本方針としている。

3. 地方公共団体等における体制の強化

- 市長政策室政策企画課総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)
- 地域振興戦略部総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)
- 都市整備部交通政策課総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

特になし。